

核物質防護に関する不適合情報

2024年10月7日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックをご覧ください。

https://www.tepco.co.jp/niigata_hq/data/pp/pdf/policy.pdf

1. 公表区分Ⅰ 0件

2. 公表区分Ⅱ 1件

NO.	不適合事象	発見日	備考
1	<p>〈事象概要〉</p> <ul style="list-style-type: none">・2024年7月28日(日)、柏崎刈羽原子力発電所4号機熱交換器建屋において「大型破壊工具保管場所確認リスト※」に記載のないポンペ2本(以下「当該ポンペ」)をパトロール中の委託警備員Aが発見した。※ 妨害破壊行為に使用される可能性がある物品を、周辺防護区域内に保管・管理するためのリスト。・状況を確認したところ、当該ポンペは周辺防護区域内へ持ち込む際、セキュリティ上の持込申請・許可が必要な物品であったが、2024年6月27日(木)、申請がされずに周辺防護区域境界(車両ゲート)、防護区域境界(防護扉)の荷物点検を通過していたことが確認された。なお当該ポンペは、建屋内への仮置きについて保全部に許可を受けていた。 <p>〈直接原因〉</p> <ul style="list-style-type: none">・持込者は、立入制限区域へ持ち込む際は当該ポンペが申請対象外の物品であったため、周辺防護区域へ持ち込む際も申請は不要と誤認していた。・荷物点検を実施した委託警備員Bは、周辺防護区域内へ入域するための車両通行証に 持込許可物品として爆発性のないポンペが記載されていたため、当該ポンペは持ち込みが許可されたポンペであると誤認した。・周辺防護区域境界(車両ゲート)と防護区域境界(防護扉)ともに委託警備員Bが点検を行ったため、防護区域境界(防護扉)でも気付くことができなかった。 <p>〈背後要因〉</p> <ul style="list-style-type: none">・立入制限区域と周辺防護区域で申請対象が異なっていたことや、持込物品の申請書類が複数あったために、持込者や警備員が判断を誤りやすい状況にあった。 <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none">・周辺防護区域内へ持ち込まれるポンペの全数点検のほか、警備会社の手順に対し、防護区域の車両点検を周辺防護区域とは別の警備員が行うなど運用の見直しを実施した。・今後、対象物品に関する立入制限区域と周辺防護区域以降の持込申請書類の統一、車両通行証の持込許可物品記載の削除など、持込者および警備員が判断しやすい表記への修正を実施する。 <p>【2024年10月9日公表済み】 URL: https://www.tepco.co.jp/press/release/2024/pdf4/241009j0101.pdf</p>	2024/7/28	

3. 公表区分Ⅲ 5件

NO.	不適合事象	発見日	備考
1	<p>核物質防護上の扉を開放した際に、監視カメラの画角から監視すべき扉が外れていることを確認した。調査の結果、カメラ追設時に画角設定が変更されていたことから、再度設定を変更し正常な状態に復旧した。なお、当該扉は別の監視カメラには映っており、監視機能は維持できていた。</p>	2023/7/26	
2	<p>侵入検知器が、不法行為等がないにも関わらず動作し続けることを確認した。調査の結果、補修作業中に、誤って当該検知器の電源を停止させ、警報発生につながったことから、補修作業を中断し正常な状態に復旧した。また、作業手順を見直すとともに、関係者へ注意喚起を実施した。なお、不具合発生期間中の監視機能は、代替措置にて維持した。</p>	2024/4/26	
3	<p>核物質防護上の扉が、正常に動作しないことを確認した。障壁機能は維持。調査の結果、施工不良によるものであったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。</p>	2024/5/24	
4	<p>核物質防護上の設備の鍵について、マニュアルに定めた通りの施錠管理ができていなかったことを確認したことから、マニュアルに従った鍵の管理をするよう、周知徹底した。なお、鍵の無断使用や紛失はなかった。</p>	2024/7/11	
5	<p>防護区域境界の点検で、警備員が未許可のスマートフォンを発見した。調査の結果、当社社員が入域をする際に空調服ポケットにスマートフォンがあることを失念していたこと、周辺防護区域境界で点検した警備員は、スマートフォンが空調服バッテリーと重なって同じポケットに入っていたため発見できなかったことを確認した。対策として、空調服のバッテリーを取り外して、点検を受ける運用に変更した。また、所員および協力企業作業員へ運用変更の周知と注意喚起を行った。</p>	2024/9/13	

4. 公表区分その他 4件

NO.	不適合事象	発見日	備考
1	監視カメラの映像が、一部乱れることを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。	2022/4/29	
2	核物質防護上の扉が、正常に動作しないことを確認した。 障壁機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を調整し、正常な状態に復旧した。	2024/5/16	
3	核物質防護検査において、登録窓口の執務室出入り口の施錠に関して気付き事項があげられたため、日中も窓口の扉を常時施錠管理する運用に変更した。	2024/7/21	
4	核物質防護検査において、鍵の管理台帳と実態に齟齬があると気付き事項があげられた。 調査の結果、更新した鍵管理台帳の中央制御室への配布を失念していたことが判明したため、速やかに更新した鍵管理台帳を中央制御室へ配布した。 配布の徹底を再度周知するとともに、管理台帳と実物との突合せ確認を定期的実施するようガイドを改訂した。	2024/8/31	